

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局 文化部 文化課 (06-6469-5173)
処分担当名	サントリーパブリシティサービスグループ (中央公会堂指定管理者)
処分の名称	大阪市中央公会堂の特別設備許可
概 要	大阪市中央公会堂の特別設備許可にかかる可否の審査基準です
根拠法令等 及び条項	大阪市公会堂条例第9条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>特別設備許可の基準は、条例第9条に基づき、具体内容を「大阪市中央公会堂における使用許可の制限及び使用許可の取消し等に関する要綱」に定めています。具体内容は次のとおりです。</p> <p>◎ 使用者が、特別設備をするときは、次の要件を満たす必要があります。</p> <p>要綱第5条 (特別設備許可)</p> <p>(1) 指定管理者の許可を受けていること。</p> <p>(2) 指定管理者が、使用者に対して必要な設備を設けることを命じていること。なお、「特別の設備を許可する」場合には次の要件を満たすことが必要です。</p> <p>ア 使用者そのほか公会堂内のすべての人に対して安全が保たれ、危険性がないようにすること</p> <p>イ 使用者は、前2号の規定により設備を設けたときは、使用後直ちにこれを撤去し、原状に戻さなければならない</p>
標準処理期間	5日
経由日数	なし
提出先	大阪市中央公会堂
提出時期	随時
提出方法	機材を持込のご利用者は「機材持込届」(設営図添付)を提出ください。
手数料	-
相談窓口	大阪市中央公会堂
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515661.html
備 考	